

商品名等 (電気用品名等)	メロディ鳴動装置
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 店舗等において、客の入出店等の際に音楽又はチャイムを鳴らす機器である。</p> <p>構造、仕様、意匠 ホストコンピューターに接続された送信用無線機により送信される指令を受信して、音楽又はチャイム音を鳴動させる。 鳴動時間：5.5秒(最大) 外観寸法：幅125×高さ50mm×奥行き180mm 定格：100V、50/60Hz、5W</p> <p>主な使用者、販売先 一般店舗</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>非対象として取り扱う。</p> <p>(理由) 音楽又はチャイム音を鳴らすものであることから「その他の音響機器」とも考えられるが、鳴動時間が短く主目的がチャイムであると言えることから「その他の音響機器」とも言い難く、電気用品安全法上は非対象として取り扱うのが妥当と判断する。</p>	

(参考図次頁)

(参考図) メロディ鳴動装置

